

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めるための改正

二 内容

飲食店営業の施設基準に、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の基準を追加した。

三 施行期日

令和八年四月一日